

## 石炭ゴロゴロ万田焼認定委員会設置要綱

(目的及び設置)

**第1条** 荒尾の食材を使った創作お好み焼きを「石炭ゴロゴロ万田焼」として認定し、情報発信することにより、荒尾市への観光客(来訪者)の増加及び地域経済の活性化を図るため、認定に関する事項を検討する石炭ゴロゴロ万田焼認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 石炭ゴロゴロ万田焼の認定基準に関すること。
- (2) 石炭ゴロゴロ万田焼に認定された産品等の支援策に関すること。
- (3) 石炭ゴロゴロ万田焼の認定に関すること。
- (4) 石炭ゴロゴロ万田焼の認定に必要と認められること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから「荒尾市ご当地グルメ研究会会長(以下「会長)」という」が委嘱する。

- (1) 農畜産・漁業生産者
- (2) 一般消費者
- (3) 荒尾市ご当地グルメ研究会より推薦を受けた者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は会長が兼務し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

**第5条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開と

することができる。

(事務局)

**第6条** 委員会の検討内容を調整するため、事務局を置く。

2 事務局は荒尾商工会議所職員をもって充てる。

(関係者の出席等)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、事務局その他関係者に対し説明を求め、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、荒尾商工会議所において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事は、委員長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。